

第 596 回 例 会

26年7月18日

本日のプログラム

- ・夜例会(直前会長・幹事 慰労会)
- 時間 18:30～
- 場所 Az/ビーフン 東
- (北区西天満4-4-8 B1F)

次回(7月25日)のプログラム

- ・ソング 「われら日本ロータリアンの歌」
- ・卓話 和氣 勝海 会員
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 3階「飛鳥の間」

先週(7月11日)の例会報告

■会長の時間

まず、皆様にご報告しなければならないことは、ロータリーXmasが12月27日開催が決まったことです。年の瀬も差し迫った中での開催でうまくいくのかとの不安もありますが、会長としては、決まった以上、会員の皆様にも、本業に差し支えない限度で、できるだけのご協力をお願いせざるをえません。この件につきましては、後に和氣さんから詳しいご報告があります。

さて、今週は、日本では台風の話で持ちきりでしたが、ブラジルでは、起こりえないことが起きました。

まず、前提として、7月5日の土曜日、今大会、強いと言われていたコロンビアを、ブラジルが2-1で破りました。しかし、この試合で、コロンビアのスニガという選手が、ブラジルのエース、ネイマールの背中に、結果的に膝蹴りのような形で膝を入れました。これにより、ネイマールは、腰椎骨折となり、以降の試合に出られなくなりました。

ブラジルの次の試合は、ドイツ戦で、9日にありました。この試合、ブラジルは、1-7という強豪国同士では考えられない大敗をしました。開催国優勝をめざしていたブラジル国民には到底受け入れられない結果だと思えます。マスコミは100年間語り継がれる試合とも表現しています。これ自体、ワールドカップ史上の大事件です。

ところで、ネイマール欠場も、もちろんそれが全てではないにしろ、ブラジル大敗の一因を作っています。

そこで、今、スニガ及びその家族に対しての脅迫が相次ぎ、ブラジルのマフィアもスニガに対し報復宣言を出したとも伝えられています。コロンビア外務省は、スニガが住むイタリアの外務省にスニガ及びその家族に対する身辺警護を要請する騒ぎになっています。1994年のアメリカワールドカップで、コロンビアがオウンゴールで敗れた際、オウンゴールを入れた選手が、周囲の反対を押して、「国民に謝りに帰る。」と言ってコロンビアに戻ったところ、銃殺されてしまったようなお国柄です。今大会でも、コロンビアでは、既に5・6名がワールドカップ関連で死亡していると伝えられています。スニガは、ナポリに住んでおり多分大丈夫でしょうが、コロンビアに戻ると、ブラジルは隣国ですから、何が起きるか判りません。

【来客紹介】 3名

【出席報告】

26年7月11日(第595回例会)				
会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
35名	2名	22名	11名	66.67%

【幹事報告】

[メールBOXに配布]

1)第1回理事会報告

2)上期会費請求

[メール送信]

1)「ロータリーの友」电子版のご案内(先週の幹事報告) ⇒ 7/4配信

2)大輪ゴルフ会のご案内(先週の幹事報告) ⇒ 7/4配信

3)ロータリーXmasについて(和氣委員長からのご報告) ⇒ 7/7配信

[回覧資料]

1)大阪中之島RC創立20周年記念誌

2)他クラブより例会変更(年間)のお知らせ(6クラブ)

ニコニコ箱(7月11日)

秋山 千尋 =台風一過、さわやかな今日ですが、皆様 如何ですか。 福島会員の卓話楽しみにしています。

森本 良嗣 =台風8号、大阪はたいした事がなく良かったです。

斧原様、お元気なお姿を見せて頂き安心しました。 無理はくれぐれもなされません様に。

中井 周治 =台風が早く去り、例会を中止しなくても良くなり安心しました。 皆様 お変わりないでしょうか？

斧原 邦夫 =台風一過、今朝はウグイスがさわやかに鳴いていました。

再三 御迷惑や御心配をおかけ致して居ります。 今後共、宜敷く！

大谷 定子 =台風、何事もなくて良かったです。 斧原さんのお顔を見れてうれしい～。

大屋 準一 =台風被害が各地で出ております。被災者にお見舞い申し上げます。

ロータリーXmasの日程が決まり良かったですね。

高野 幸雄 =台風の影響が気でしたが、何事もなく良かったです。

和氣 勝海 =台風の被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。弊社の現場は大きな被害もなく助かりました。感謝です。

【SAA報告】

ニコニコ箱

本日計 17000円

今年度合計 3682807円

卓話

「商標の変遷」 福島 三雄 会員

商標は、企業が提供する商品やサービスとともに使用されることにより、企業の信用が化体する機能を有していることから、これを商標権として保護しています。商標権は、登録によって10年間の独占使用権を有し、国内全域において他人の使用を排除し、かつ、更新をすることにより永久の権利ともなり得るものです。

商号は、登記時には類似商号のチェックがありませんが、商号も商品やサービスの取引の標識として使用される場合には商標として機能します。このため、商号の全部あるいは一部を商標権として登録することも増えています。

日本では、商標の保護は、明治17年6月7日の商標条例の公布に始まり、今年130周年を迎えます。登録の第1号は、膏葉の図形商標で、京都の平井祐喜氏が登録しています。特許の専売特許条例は明治18年の公布ですので、特許より1年早く制定されたこととなります。その後、明治32年商標法が制定され、大正10年の改正、昭和34年に、現在の商標法が施行されています。特許庁の商標担当の審査官数は約150名となっています。

商標の審査は大きく2つの観点の審査があり、第1は独占使用に値する商標か？です。つまり、商品の機能やサービスの内容を表示する場合は、登録されません。第2は、すでに他人の似通った商標等があるか？という観点の審査です。この審査のためには既登録の商標と、先出願の商標の合計約200万件を対象として審査することとなります。審査の仕方は、昭和50年代までは、審査対象商標となる数100件を衝立に並べ、既登録商標のカードをめくって審査していたそうです。昭和50年代から、コンピューターでの検索を徐々に導入し、平成11年頃からオンライン検索に移行したそうです。

ところで出願日が前後している場合は、早いもの勝ちなのですが、同一商標の同日出願の際、協議不成立となると、くじにより決めることとなっています。このくじですが、最初にじゃんけんでさいころを振る順番を決め、次に、さいころ2個を振って、目の数の合計の多い人が玉の色を決め、最後にガラポンで先に出た玉の色の人が勝ち商標権を得られるのだそうです。

明治からの歴史をみますと、登録可能な商標が大きく拡大しました。その第1は、平成4年4月1日に施行されたサービスマースを登録可能とした改正です。リーガロイヤルホテルなど、ホテルや飲食業、運送業、建設業、通信業、美容業等多くの業種の社名や標識が商標として登録できることとなりました。

その後、立体商標についても平成9年4月1日から登録可能となり、登録立体商標の例としては、カーネル・サンダース立像や、ココロのボトルなどが有名ですが、そのほかにも多く登録されています。さらに地域団体商標が平成18年4月1日から、登録され、小売商標については平成19年4月1日から登録開始です。

そして、最近では、音の商標、色彩のみの商標についても保護対象とすることが決まり、平成26年閣議決定まで進んでおり、次の国会通過予定となっています。

さらに今後可能性ある商標としては、位置の商標や、触感の商標、味覚の商標なども議論の対象となっています。

平面的商標のみが対象となっていた商標が、大きく変化を遂げているこの頃です。

大阪ユニバーサルシティRC

URL: <http://www.osaka-ucrc.org/>

E-mai: ucrc@osaka-ucrc.org

創立: 2001年3月27日

事務局 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-68 リーガロイヤルホテル401号室 TEL: 070-5020-6459

会長: 斎藤清貴 幹事: 三宅一郎 会報担当: 大橋高志 例会: 毎週 月曜日 12:30~13:30 リーガロイヤルホテル

4つのテスト / 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか